

株 主 各 位

東京都港区新橋六丁目17番21号
株式会社ストリーム
代表取締役社長 齊藤 勝久

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、下記のとおり当社第22期定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネットによる事前の議決権行使ができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、上記いずれかの方法で、令和3年4月26日（月曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 令和3年4月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝二丁目5番2号
東京グランドホテル3階「桜の間」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大が今後も懸念されております。つきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆様の安全・安心を最優先に株主総会当日のご出席をお控えいただくようお願い申しあげます。
- ・株主総会の議決権は、同封の議決権行使書用紙のご郵送または3頁から4頁の案内に従ってインターネットで行使することが可能ですので、書面（郵送）またはインターネットによる議決権行使をご検討ください。
- ・感染予防措置として、入口付近で検温させていただき、発熱が認められる方は、入場をお断りする場合がございます。また、マスクのご着用と手指のアルコール消毒をお願い申しあげます。本年は座席の間隔を拡げることから、席数が大幅に減少いたします。これに伴いご入場を制限する場合がございます。
- ・当社役員及び株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ・株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第22期（自令和2年2月1日 至令和3年1月31日）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第22期（自令和2年2月1日 至令和3年1月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 議案** 取締役6名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.stream-jp.com/>）に掲載させていただきます。

◎株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況次第では、本総会の開催場所を変更する場合がございます。

開催場所、運営方法に変更が生じた場合及び本総会における感染予防の対応に関する詳細は、下記当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご確認くださいようお願い申し上げます。

(<https://www.stream-jp.com/>)

【 インターネットによる議決権行使のお手続きについて 】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、令和3年4月26日（月曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコン、携帯電話による方法

- ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・ 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）

- ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。
2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
 - ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。
QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。
- ※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

5. 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。

（携帯電話ではお手続きできません。）

以 上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

(添付書類)

事業報告

(自 令和2年2月1日)
(至 令和3年1月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 当連結会計年度の事業の状況

当連結会計年度(令和2年2月～令和3年1月)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による影響を受け、急速に景気が悪化し極めて厳しい状況にありましたが、各種政策の効果もあり経済活動に一時持ち直しの動きが見られたものの、11月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大が加速したことにより、先行きは依然として不透明な状況が続いております。又、海外においても、新型コロナウイルス感染症の影響による渡航制限や外出制限等により、厳しい経済環境が続いております。

当社グループは、お客様のライフスタイル作りのサポートとして「より良い商品」「より良い価格」「より良いサービス」をモットーに、新しい価値観の提案・提供を通して社会の発展に貢献することを経営の基本方針に、既成概念にとらわれることなくチャレンジを続け、インターネット通販事業を中心に事業活動を行っております。

事業のセグメント別の業績は、次のとおりであります。

【インターネット通販事業】

当連結会計年度(令和2年2月～令和3年1月)における国内の家電小売業界は、新型コロナウイルス感染症対策に伴いインターネット販売の伸びが加速し、リモートワークや巣ごもり需要の増加によりパソコン、タブレットといったIT商品や空気清浄器、加湿器、電子レンジ等の調理家電の買い替え需要に加え、特別定額給付金支給が後押しとなり、大画面テレビを中心とした映像家電商品、洗濯機、冷蔵庫等においても販売が好調に推移しました。

このような状況の中、当社が出店する「楽天市場」「Yahoo!ショッピング」「Amazonマーケットプレイス」等の外部サイトの売上高は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による巣ごもり需要の急増に伴い、リモートワークに必要なパソコン、タブレットやプリンターといったIT商品及び無線LANルーター、マウス、キーボード等の周辺機器について、前年同期比で大きく伸ばしました。又、空気清浄器、掃除機、洗濯機、調理家電等も好調に推移しており、今後も売れ筋商品の在庫施策等により更なる売上高確保に努めてまいります。

オリジナルサイト「e cカレント」においては、WEB接客ツールのチャット機能を活用することにより、設置サービスが必要な冷蔵庫、洗濯機等の大型家電の売上高は、引き続き好調に推移しております。更に、令和2年3月より「楽天市場」、7月に「Yahoo!ショッピング」の当社が出店する外部サイトにおいても大型家電の配送設置サービスを展開し、好調に推移しております。当社では従来、複数のショッピングモールに出店しながらユーザの集客につなげてまいりましたが、今後はそれに加えて新たなサービスの提案を行っていく方針のもと、5月に家電レンタルサイト「レントコ」を本格稼働しております。オープン以降、ワンコイン(500円)キャンペーンの実施やスマホ向けアプリの提供を行っております。11月からはお友達紹介キャンペーンを行い、50%オフクーポンの提供等ユーザビリティを高め、又、雑誌やチラシの広告展開を行いレンタル事業の強化を進めております。

各カテゴリにおける前年同期比では家電42.4%増、パソコン39.0%増、周辺機器・デジタルカメラ0.5%減となりました。

売上高に関しましては、前述の新型コロナウイルス感染症拡大の影響による巣ごもり需要の増加により前年同期比で増収となりました。利益面に関しましては、売上高増加に伴う変動費の増加があったものの、各サイト及び商品ごとのきめ細かい価格の見直しによる粗利率の改善や固定費の削減により、営業利益は前年同期から大きく改善しました。

その結果、インターネット通販事業における売上高は26,206百万円（前年同期比25.4%増）、営業利益951百万円（前年同期比360.5%増）となりました。

【ビューティー&ヘルスケア事業】

株式会社エックスワンにおいて展開される、ビューティー&ヘルスケア事業においては、令和2年11月に新商品として、エチケットに欠かせない『ニオイケア』と、お口の『美と健康』をまもり、汚れを“見える化”するトゥースウォッシュ「トゥーサップS 液体歯ミガキ」を発売しました。会員ビジネスにおいては、4月よりWEB会議アプリケーションを活用したオンラインセミナー、7月からは人数を制限して事業説明会を開催し、概ね堅調に推移しております。

又、販促策として、令和2年3月よりフリーアナウンサー高橋真麻氏をエックスワンの化粧品ブランドアンバサダーに起用し、店頭やWEBで同氏の画像や映像等を使用した販促活動を実施することによりブランディングの強化を図っております。更に、令和3年1月から2月にかけて、地下鉄表参道駅の構内に同氏の交通広告及び大型ポスターの掲出を行い、それに合わせてX L U X E Sシリーズの特別キャンペーンを実施しました。

売上高に関しましては、会員向けビジネスは概ね計画通り推移しましたが、卸販売においては、インバウンド需要の拡大が見込まれ売上の柱の一つであった訪

日外国人観光客向け国内免税店等の店舗販売が、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響により依然厳しい状況にあり、全体として前年同期を大きく下回りました。又、利益面に関しましても、卸販売の販売減に伴い各段階利益が減少しており、前年同期を下回る結果となりました。

その結果、ビューティー&ヘルスケア事業における売上高は1,169百万円（前年同期比42.6%減）、営業損失62百万円（前年同期は120百万円の営業利益）となりました。

【その他事業（「各種販売支援事業」、「3PL事業」）】

「各種販売支援事業」においては、国内免税店6店舗において訪日観光客向け販売や株式会社エックスワン商品の会員向け販売のシステム・物流支援等を行っております。

当社では「e c カレント」をはじめインターネット通販サイト運営で培ってきたノウハウを基に、販売から物流までワンストップで管理する質の高いシステムをインターネット通販事業者の皆さまに対して提供してまいりましたが、物流倉庫・受注管理・出荷の包括的な物流支援サービスである3PL（サードパーティロジスティクス）の本格的事業化に向けて強化を図っており、PCや家電以外の自転車やギフトアイテム等の新規案件によりビジネスは堅調に推移しております。

又、令和2年10月より当社コーポレートサイトに3PL事業紹介サイト（<https://www.stream-jp.com/business/3pl/>）を新たに開設し、11月からは新聞において継続的に同事業の広告展開を進めております。

「オンライン・ゲーム事業」においては、令和2年4月に共同企画・運営を行っているタイトルの業務終了に伴い本事業を終了いたしました。

その結果、その他事業における売上高は783百万円（前年同期比30.2%増）、営業利益81百万円（前年同期比28.9%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は28,067百万円（前年同期比19.9%増）、営業利益661百万円（前年同期比308.0%増）、経常利益639百万円（前年同期比345.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は570百万円（前年同期比703.4%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の主なものは、基幹システムのソフトウェア等であり、投資額は167百万円であります。主なセグメントの投資額を示すと、インターネット通販事業においては131百万円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 対処すべき課題

イ) コーポレートブランド価値の向上

当社グループの基本方針である、「より良い商品」「より良い価格」「より良いサービス」を提供し続けることが、お客様に支持され続ける最も重要な課題であると認識しております。当社グループはステークホルダーに対する適切な情報開示、持続的なCSR活動等により、当社グループのコーポレートブランド価値の向上を図ってまいります。

ロ) ユーザ数の拡大とサービスの強化

当社グループが持続的に成長するためには、当社グループのサービスの知名度を向上させ、新規ユーザを継続的に獲得し、ユーザ数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのためには、当社の会員及びグループ各社の会員を有効活用するために、オムニチャネル化されはじめた環境下では会員の活動状況を横断的に分析し、体系化された会員に適切な付加価値のある会員向けサービスを実施し、又、インスタグラムやLINE等のSNSを駆使し、集客導線の拡大を図りつつ、効果的な広告宣伝活動等により当社グループの知名度を向上させること、又、WEB接客ツール等を用いて、多様なサービスを提供し、より多くのユーザに利用してもらえようとする施策を積極的に実施することでサイトの回遊性を高め、会員登録・商品購入等のコンバージョン率の一層の向上を図りアクティブなユーザ数の拡大に努めてまいります。

ハ) システム基盤の強化

当社グループは、独自システムを用い、効率化やコスト削減及び顧客サービスの充実等による業容拡大を図ってまいりました。

消費者のインターネット通販利用の拡大と、日々変化する顧客対応の充実を図るために、サーバーインフラ強化とネットワークインフラの改善により、パフォーマンスの向上及び耐障害性の向上を図りつつ、ネットワークセキュリティ対策を継続して行います。

ニ) 新技術への対応

当社グループが属する業界では技術革新が絶え間なく行われており、近年では、スマートフォンやタブレット型端末の普及率が上昇し、関連するマーケットも拡大しております。このような事業環境の下で当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、どのような商品を取りそろえてどのような価格を設定するか等、お客様に適正な情報や価格提示ができるようIoTやAI等様々な新技術を適宜取り入れることが必要であると認識し、継続的に対応してまいります。

ホ) コーポレートガバナンス及び内部管理体制の強化

当社グループが継続的な成長を続けることができる企業体質の確立に向けて、

コーポレートガバナンスと内部管理体制のさらなる強化が重要な課題の一つと認識しております。又、広く社会から信頼される経営体制を確立するために、コンプライアンスへの対応も重要な課題であり、行動規範の遵守、当社グループ業務に係る諸法令・規則等の教育等、法令遵守について一層の徹底を図ってまいります。

へ) 優秀な人材の確保及び育成

当社グループはIT・ネット技術に関する知見等高度な専門スキルを持ち、又、幅広い視野に基づいて各プロジェクトをマネジメントできる有能な人材の確保及び育成を重要な課題と認識しております。引き続き潜在能力の高い人材の獲得に向けて各種採用活動を進めるとともに、今後はより一層社内の育成環境の強化に取り組んでまいります。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期	第 20 期	第 21 期	第 22 期
	自平成29年2月1日 至平成30年1月31日	自平成30年2月1日 至平成31年1月31日	自平成31年2月1日 至令和2年1月31日	自令和2年2月1日 至令和3年1月31日
売 上 高(千円)	22,430,748	22,626,013	23,409,062	28,067,466
経 常 利 益(千円)	60,402	6,045	143,704	639,725
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	16,883	△120,489	71,052	570,841
1株当たり当期純利益	0円62銭	△4円42銭	2円60銭	20円92銭
総 資 産(千円)	5,260,525	5,157,630	5,404,769	6,072,924
純 資 産(千円)	1,835,902	1,725,428	1,803,985	2,367,123

- (注) 1. △は損失を示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第21期の期首から適用しており、第20期に係る総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期	第 20 期	第 21 期	第 22 期
	自平成29年2月1日 至平成30年1月31日	自平成30年2月1日 至平成31年1月31日	自平成31年2月1日 至令和2年1月31日	自令和2年2月1日 至令和3年1月31日
売 上 高(千円)	12,333,317	18,378,820	21,498,403	26,989,683
経 常 利 益(千円)	94,553	△152,012	26,623	698,605
当 期 純 利 益(千円)	74,968	△221,597	13,703	629,130
1株当たり当期純利益	2円75銭	△8円12銭	0円50銭	23円05銭
総 資 産(千円)	4,949,701	4,317,323	4,671,490	5,191,431
純 資 産(千円)	1,606,774	1,385,085	1,398,769	2,027,844

- (注) 1. △は損失を示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社エックスワン	50百万円	88.4%	化粧品・健康食品等の販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ 重要なその他の関係会社の状況

会社名	資本金	当社への議決権比率	主な事業内容
株式会社ベスト電器	100百万円	20.7%	家電小売業

(4) 主要な事業内容（令和3年1月31日現在）

当社グループの事業は、「インターネット通販事業」を主力に、それに関連する「レンタル事業」、株式会社エックスワンによる「ビューティー&ヘルスケア事業」、「各種販売支援事業」及び「3PL事業」からなる「その他事業」により構成されています。

(5) 主要な事業所（令和3年1月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	東京都港区
岩槻物流センター	さいたま市岩槻区

(注) 本社は、令和3年3月29日に、東京都港区芝二丁目7番17号から港区新橋六丁目17番21号に移転いたしました。

② 子会社

名称	所在地
株式会社エックスワン	東京都港区

(6) 使用人の状況（令和3年1月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
91名（3名）	5名減（2名減）

（注）使用人数は就業人員（当社グループ外への出向者を除き、当社グループ内への受入の出向者を含んでおります。）であり、臨時従業員数（パートタイマー、アルバイト）は、当連結会計年度の平均人員の人数を（ ）に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
62名（0名）	2名減（3名減）	44.2歳	9.3年

（注）使用人数は就業人員（社外への出向者を除き、社内への受入の出向者を含んでおります。）であり、臨時従業員数（パートタイマー、アルバイト）は、当事業年度の平均人員の人数を（ ）に外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況（令和3年1月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	765,000千円
株式会社東京スター銀行	158,500千円

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (令和3年1月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 99,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 27,288,500株 (自己株式1,236,500株を除く)
- (3) 株主数 14,974名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
劉 海 涛	6,280,000	23.01
株 式 会 社 ベ ス ト 電 器	5,660,000	20.74
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE 常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行	293,447	1.08
新 井 三 代 子	242,600	0.89
安 田 勝 彦	242,100	0.89
日 本 シ ス テ ム 開 発 株 式 会 社	230,000	0.84
長 谷 川 真 也	185,300	0.68
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040 常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部	161,700	0.59
寺 島 瑠 美	150,200	0.55
犬 伏 隆 文	143,000	0.52

- (注) 1. 上記は株主名簿の記載に基づくものです。
2. 持株比率は、自己株式(1,236,500株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（令和3年1月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	齊 藤 勝 久	(株)エックスワン取締役
取 締 役	斉 向 東	管理本部長兼人事総務部長 (株)エックスワン取締役
取 締 役	右 田 哲 也	営業本部長
取 締 役	小 野 浩 司	(株)ベスト電器代表取締役社長 (株)ヤマダホールディングス執行役員
取 締 役	緒 方 政 信	(株)ベスト電器常務取締役営業本部長
取 締 役	小手川 大 助	キャノングローバル戦略研究所 研究主幹 (株)セキド社外取締役 あいグローバル・アセット・マネジメント(株)取締役 ツネイシホールディングス(株)社外取締役
常 勤 監 査 役	橋 本 博 人	
監 査 役	藤 原 啓 司	
監 査 役	露 口 洋 介	学校法人帝京大学経済学部教授 アイブリッジ協同組合理事 みらい証券(株)監査役

- (注) 1. 取締役の小野浩司、緒方政信及び小手川大助の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、小手川大助氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役の藤原啓司及び露口洋介の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、藤原啓司及び露口洋介の両氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役の伊藤章寿氏は、令和2年4月23日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金10万円又は会社法第425条第1項に定める最低限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	45,260千円 (3,780千円)	株主総会決議(平成12年3月6日)による報酬限度額は年額100,000千円であります。
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	12,300千円 (6,300千円)	株主総会決議(平成12年3月6日)による報酬限度額は年額30,000千円であります。
合 計	8名 (4名)	57,560千円 (10,080千円)	

- (注) 1. 取締役の支給額及び報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の支給人員は、無報酬の取締役2名を除いております。
3. 監査役の支給人員は、令和2年4月23日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係 (令和3年1月31日現在)

区 分	氏 名	重要な兼職先
取 締 役	小 野 浩 司	(株)ベスト電器代表取締役社長 (株)ヤマダホールディングス執行役員
取 締 役	緒 方 政 信	(株)ベスト電器常務取締役営業本部長
取 締 役	小手川 大 助	キャノングローバル戦略研究所 研究主幹 (株)セキド社外取締役 あいグローバル・アセット・マネジメント(株)取締役 ツネイシホールディングス(株)社外取締役
監 査 役	藤 原 啓 司	
監 査 役	露 口 洋 介	学校法人帝京大学経済学部教授 アイブリッジ協同組合理事 みらい証券(株)監査役

- (注) 1. 取締役小野浩司氏及び取締役緒方政信氏は、(株)ベスト電器の取締役を兼務しておりますが、当社は同社との間で、資本・業務提携契約を締結しており、同社から商品仕入を行っております。
2. 取締役小手川大助氏は、(株)セキドの取締役を兼務しておりますが、当社は同社との間で業務提携契約を締結しており、同社から商品仕入を行っております。
3. その他の兼職先と当社の間には特別の関係はありません。

② 社外役員の活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	小 野 浩 司	当事業年度の取締役会には、12回の全てに出席し、特に当業界における豊富な経験から適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
取 締 役	緒 方 政 信	当事業年度の取締役会には、12回の全てに出席し、特に当業界における豊富な経験から適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
取 締 役	小手川 大 助	当事業年度の取締役会には、12回中10回出席し、特に経営に関する高い見識に基づく適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
監 査 役	藤 原 啓 司	当事業年度の取締役会には、12回中10回出席し、また監査役会12回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から適切な助言、提言等の意見表明を行っております。
監 査 役	露 口 洋 介	当事業年度の取締役会には、12回の全てに出席し、また監査役会12回の全てに出席し、主に経済に関する高い見識に基づく適切な助言、提言等の意見表明を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

KDA監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 16,000千円
- ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 16,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由については、監査役会が、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要について必要な検討を行ったうえで会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人KDA監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成19年1月30日開催の取締役会において会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定しておりましたが、平成22年7月26日開催の取締役会及び平成24年3月19日開催の取締役会にて一部改定し項目の追加を行っております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ) 当社の取締役及び使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制を確立するためには、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを認識し、企業文化として定着するよう周知徹底を図る。
- ロ) コンプライアンスを含む内部統制システム構築のためにコンプライアンス委員会を設置し実施状況等について取締役会及び監査役会に報告を行うものとする。
- ハ) コンプライアンスの意識向上のための研修や行動指針の周知徹底など啓蒙を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ) 文書管理規程、個人情報管理規程等の社内規程により、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理を適切に実施し、必要に応じて適宜見直しを行う。
- ロ) 取締役の職務権限と担当業務を明確にして、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を脅かすあらゆるリスクに対処すべくリスク管理体制を適切に構築し、適宜その体制を点検することによって有効性を向上させるため、以下の事項を定める。

- イ) リスク管理体制の充実を図るため、リスク管理規程を制定・施行し、リスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会は、リスク管理及び内部統制の状況を点検し、改善を推進する。
- ロ) リスク管理委員会は、事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防体制を整備する。また緊急時の対策等を定め、危機発生時には、これに基づき対応する。

④ 取締役の職務の執行が効率的かつ適切に行われることを確保するための体制

取締役の意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させる。

- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループ全体の業務が適正に行われるため法令遵守体制の整備及び業務の適切性を確保する。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役からその職務を補助すべき使用人を求められた場合には、監査役と協議の上、当社の従業員から監査役スタッフを任命し配置する。なお、当該監査役スタッフの人事異動及び考課については、監査役の同意を得た上で決定するものとする。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ) 取締役及び使用人は必要に応じて業務執行状況や内部統制の状況を監査役に報告し不正や不適切な行為を未然に防ぐよう体制を整える。
 - ロ) 監査役の職務の効果的な遂行のため、取締役及び使用人は会社経営及び業務運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について監査役に報告する。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長を最高責任者とする内部統制整備・運用・評価体制を構築し、内部統制システムの整備・運用を行うとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制
当社は、反社会的勢力との関係は重大な企業リスクであるという認識のもと、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除し、不当要求等に対しては毅然と対応することを方針とする。
- イ) 反社会的勢力に対する基本方針・統括責任者・対応等を「反社会的勢力対応規程」に定め遵守する。
 - ロ) 取締役及び使用人に対して適宜、教育及び研修を行い反社会的勢力との関係拒絶を徹底する。
 - ハ) 所轄の警察・顧問弁護士等と連携し迅速、組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組を継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

リスク管理委員会において、各部およびグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全般的な情報共有に努めたほか、取締役会において、当該リスクの管理状況について報告しました。

④ 内部監査

内部監査担当が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施いたしました。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(令和3年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,142,065	流 動 負 債	3,270,655
現金及び預金	1,394,259	買掛金	1,359,907
受取手形及び売掛金	1,319,819	短期借入金	923,500
商 品	2,316,413	1年内返済予定の長期借入金	55,288
そ の 他	111,572	未払金	648,318
固 定 資 産	930,859	未払法人税等	137,062
有 形 固 定 資 産	152,562	賞与引当金	4,666
建 物	111,372	ポイント引当金	7,562
車 両 運 搬 具	5,046	そ の 他	134,349
工具、器具及び備品	34,140	固 定 負 債	435,145
土 地	2,003	長期借入金	325,542
無 形 固 定 資 産	320,313	そ の 他	109,603
ソ フ ト ウ エ ア	300,918		
そ の 他	19,394	負 債 合 計	3,705,801
投 資 其 他 の 資 産	457,982	純 資 産 の 部	
投資有価証券	2,504	株 主 資 本	2,299,683
出 資 金	270	資 本 金	924,429
差入保証金	370,912	資 本 剰 余 金	876,888
繰延税金資産	78,751	利 益 剰 余 金	650,974
そ の 他	21,420	自 己 株 式	△152,609
貸倒引当金	△15,876	その他の包括利益累計額	102
		その他有価証券評価差額金	102
		非支配株主持分	67,337
		純 資 産 合 計	2,367,123
資 産 合 計	6,072,924	負 債 純 資 産 合 計	6,072,924

連 結 損 益 計 算 書

(自 令和2年2月1日)
(至 令和3年1月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		28,067,466
売 上 原 価		21,987,259
売 上 総 利 益		6,080,207
販売費及び一般管理費		5,418,634
営 業 利 益		661,572
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	16	
受 取 配 当 金	15	
受 取 手 数 料	1,733	
受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	149	
助 成 金 収 入	10,837	
預 り 金 整 理 益	1,218	
そ の 他	1,673	15,643
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	28,355	
支 払 手 数 料	7,133	
為 替 差 損	502	
そ の 他	1,498	37,490
経 常 利 益		639,725
特 別 利 益		
リ ー ス 解 約 益	450	450
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	5,334	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,977	7,312
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		632,864
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	126,160	
法 人 税 等 調 整 額	△56,489	69,671
当 期 純 利 益		563,192
非支配株主に帰属する当期純損失		△7,648
親会社株主に帰属する当期純利益		570,841

連結株主資本等変動計算書

(自 令和2年2月1日)
(至 令和3年1月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
令和2年2月1日残高	924,429	876,888	80,133	△152,609	1,728,841
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			570,841		570,841
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	570,841	—	570,841
令和3年1月31日残高	924,429	876,888	650,974	△152,609	2,299,683

	その他の包括利益累計額		非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計		
令和2年2月1日残高	157	157	74,986	1,803,985
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益				570,841
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△55	△55	△7,648	△7,703
連結会計年度中の変動額合計	△55	△55	△7,648	563,137
令和3年1月31日残高	102	102	67,337	2,367,123

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社
(株)エックスワン

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 当連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

商 品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産
(リース資産除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～39年

車両運搬具 5年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産
(リース資産除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

③ ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度により付与されたポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 426,715千円
2. 当社は、運転資金を効率的に調達するため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。
- | | |
|---------|-----------|
| 当座貸越極度額 | 300,000千円 |
| 借入実行残高 | 一千円 |
| 差引額 | 300,000千円 |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	28,525,000	—	—	28,525,000
合計	28,525,000	—	—	28,525,000
自己株式				
普通株式	1,236,500	—	—	1,236,500
合計	1,236,500	—	—	1,236,500

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループの資金運用は、原則として元本の確実かつ安定的な方法によるものとし、運用は慎重を期することを旨としております。

受取手形及び売掛金は、取引先別に期日管理及び残高管理を行い、回収懸念債権の発生の抑制と早期対応を図っております。又、投資有価証券は、主に業務・資本上の関係構築を目的とした企業の株式であり、定期的に時価や発行体（取引先）の財務状況等を把握するなどの管理を行っております。

資金調達においては、長期資金及び短期資金について銀行借入により調達しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年1月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時 価（千円）	差 額（千円）
(1)現金及び預金	1,394,259	1,394,259	—
(2)受取手形及び売掛金	1,319,819	1,319,819	—
(3)投資有価証券 その他有価証券	642	642	—
資産計	2,714,721	2,714,721	—
(4)買掛金	1,359,907	1,359,907	—
(5)短期借入金	923,500	923,500	—
(6)長期借入金（※）	380,830	378,680	△2,149
負債計	2,664,237	2,662,087	△2,149

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4)買掛金、(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,862千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3)投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 84円28銭
- 1株当たり当期純利益 20円92銭
(期中平均発行済株式数による)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(令和3年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,191,901	流 動 負 債	3,080,941
現金及び預金	854,704	買掛金	1,350,148
売掛金	1,289,644	短期借入金	923,500
商品	1,977,862	未払金	610,988
貯蔵品	7	未払費用	32,137
前払費用	39,538	未払法人税等	136,622
未収入金	12,352	前受金	6,039
その他	17,791	預り金	11,019
固 定 資 産	999,529	賞与引当金	4,000
有 形 固 定 資 産	36,558	ポイント引当金	1,725
建物	6,545	その他	4,760
工具、器具及び備品	28,010	固 定 負 債	82,645
土地	2,003	長期預り保証金	51,583
無 形 固 定 資 産	313,592	その他	31,062
ソフトウェア	300,131	負 債 合 計	3,163,586
ソフトウェア仮勘定	12,117	純 資 産 の 部	
商標	1,281	株 主 資 本	2,027,741
その他	62	資本金	924,429
投 資 そ の 他 の 資 産	649,379	資本剰余金	868,578
投資有価証券	2,504	資本準備金	864,429
関係会社株式	239,000	その他資本剰余金	4,148
出資金	160	利 益 剰 余 金	387,343
差入保証金	330,162	利益準備金	603
繰延税金資産	72,333	その他利益剰余金	386,740
その他	16,678	繰越利益剰余金	386,740
貸倒引当金	△11,460	自 己 株 式	△152,609
		評価・換算差額等	102
		その他有価証券評価差額金	102
		純 資 産 合 計	2,027,844
資 産 合 計	5,191,431	負 債 純 資 産 合 計	5,191,431

損 益 計 算 書

(自 令和2年2月1日)
(至 令和3年1月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		26,989,683
売上原価		21,770,077
売上総利益		5,219,606
販売費及び一般管理費		4,493,594
営業利益		726,011
営業外収益		
受取利息	11	
受取配当金	15	
受取手数料	834	
受取口座イヤーテイ	149	
助成金収入	220	
その他	938	2,170
営業外費用		
支払利息	26,880	
支払手数料	950	
為替差損	502	
その他	1,243	29,576
経常利益		698,605
特別利益		
リース解約益	450	450
特別損失		
固定資産除売却損	2,199	
投資有価証券評価損	1,977	4,176
税引前当期純利益		694,879
法人税、住民税及び事業税	125,462	
法人税等調整額	△59,713	65,748
当期純利益		629,130

株主資本等変動計算書

(自 令和2年2月1日)
(至 令和3年1月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
令和2年2月1日残高	924,429	864,429	4,148	868,578	603	△242,389	△241,786
事業年度中の変動額							
当期純利益						629,130	629,130
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	629,130	629,130
令和3年1月31日残高	924,429	864,429	4,148	868,578	603	386,740	387,343

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
令和2年2月1日残高	△152,609	1,398,611	157	157	1,398,769
事業年度中の変動額					
当期純利益		629,130			629,130
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△55	△55	△55
事業年度中の変動額合計	—	629,130	△55	△55	629,075
令和3年1月31日残高	△152,609	2,027,741	102	102	2,027,844

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時 価 の あ る も の 事業年度末の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時 価 の な い も の 移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1)商 品 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2)貯 蔵 品 最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有 形 固 定 資 産 定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備は除く)については定額法を採用しております。

(リース資産除く)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～39年

工具、器具及び備品 4～20年

(2)無 形 固 定 資 産 定額法を採用しております。

(リース資産除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3)リ ー ス 資 産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1)貸 倒 引 当 金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞 与 引 当 金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3)ポ イ ン ト 引 当 金 販売促進を目的とするポイント制度により付与されたポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	233,338千円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
短期金銭債権	30,073千円
長期金銭債権	200,000千円
短期金銭債務	1,320,934千円
3. 当社は、運転資金を効率的に調達するため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。 これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。	
当座貸越極度額	300,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	300,000千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額	
営業取引(収入分)	318,008千円
営業取引(支出分)	20,349,644千円
営業取引以外の取引(支出分)	578千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式	1,236,500	—	—	1,236,500
合計	1,236,500	—	—	1,236,500

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
たな卸資産評価損		24,188千円
資産除去債務		6,582千円
税務上の繰越欠損金		127,775千円
その他		33,017千円
繰延税金資産 小計		191,564千円
評価性引当額		△119,230千円
繰延税金資産 合計		72,333千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
住民税均等割	0.6%
評価性引当額の増減	△22.4%
その他	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.5%

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合(%)	関係内容	取引の内容	取引金額 (千円)	債権又は債務 に係る項目	期末残高 (千円)
法人主 要株主	(株)ベスト電器	(被所有) 直接 20.7	商品仕入先 当社のフラ ンチャイザ ー	商品仕入	19,886,620 (注) 1・2	買掛金	1,260,560
				販売手数料	226,712 (注) 1・2	未払金	22,960
				営業保証金	—	差入保証金	200,000 (注) 2

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 当社は、(株)ベスト電器から商品仕入を行っておりますが、取引関係については随時見直しを行っており、仕入価格については双方の合意に基づく価格により決定しております。
- (2) 当社は、(株)ベスト電器とフランチャイズ契約を締結しており、販売手数料率については当該契約において決定しております。
- (3) 営業保証金については、当社と(株)ベスト電器におけるフランチャイズ契約において決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|-----------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 74円31銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 23円05銭 |
| (期中平均発行済株式数による) | |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年3月24日

株式会社ストリーム
取締役会 御中

K D A 監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 関 本 享 (印)
業務執行社員

指定社員 公認会計士 毛 利 優 (印)
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ストリームの令和2年2月1日から令和3年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ストリーム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和3年3月24日

株式会社ストリーム
取締役会 御中

KDA監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 関本 享 (印)
業務執行社員

指定社員 公認会計士 毛利 優 (印)
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ストリームの令和2年2月1日から令和3年1月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年3月24日

株式会社ストリーム 監査役会

常勤監査役 橋本博人 ⑩

監査役(社外監査役) 藤原啓司 ⑩

監査役(社外監査役) 露口洋介 ⑩

以上

株主総会参考書類

議案及びその参考事項

議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	さいとう かつひさ 齊藤 勝久 (昭和40年6月25日)	平成元年4月 (株)マルナカ興産入社 平成16年8月 KOSCO(株)会長 平成21年7月 ジャパン・デジタル・コンテンツ信託(株)代表取締役社長 平成26年2月 (株)エックスワン代表取締役社長 平成27年4月 当社取締役 平成31年4月 当社代表取締役社長（現任） 平成31年4月 (株)エックスワン取締役（現任）	70,100株
2	さい こうとう 齊 向 東 (昭和42年8月14日)	平成5年5月 (株)オーテック取締役海外事業部本部長 平成14年5月 当社取締役副社長 平成17年5月 北京中科智网科技有限公司董事長 平成28年12月 当社営業本部副本部長 平成29年4月 当社取締役営業副本部長兼ゲーム・海外事業部部長 (株)エックスワン取締役（現任） 平成30年5月 当社取締役営業本部副本部長兼IT事業部長 平成31年4月 当社取締役管理本部長 令和2年7月 当社取締役管理本部長兼人事総務部長（現任）	7,700株
3	みぎた てつや 右田 哲也 (昭和40年2月6日)	昭和63年4月 (株)ベスト電器入社 平成21年3月 同社東京商品部部長 平成22年6月 当社商品部長 平成23年4月 当社常務取締役営業本部副本部長兼商品部長 平成24年4月 当社取締役営業本部副本部長兼商品部長 平成27年4月 当社執行役員営業本部長代行兼新規事業部長 平成30年5月 当社執行役員営業本部副本部長兼EC事業部長 平成31年3月 当社執行役員営業本部長兼EC事業部長 平成31年4月 当社取締役営業本部長（現任）	-株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	小野浩司 (昭和30年5月5日)	昭和55年4月 (株)ベスト電器入社 平成16年5月 同社取締役 平成21年9月 同社取締役東日本統轄部長兼(株)さくらや代表取締役社長 平成22年3月 (株)ベスト電器代表取締役社長 平成23年4月 当社取締役(現任) 平成24年2月 (株)ベスト電器代表取締役社長兼営業本部長 平成26年3月 同社代表取締役社長(現任) 令和2年10月 (株)ヤマダホールディングス執行役員(現任)	-株
5	緒方政信 (昭和34年2月17日)	平成元年9月 (株)ベスト電器入社 平成17年9月 当社取締役(現任) 平成20年5月 (株)ベスト電器取締役東京商品部長 平成24年2月 同社取締役営業副本部長兼商品統轄部長 平成25年3月 同社取締役ヤマダ電機・ベスト電器戦略室室長 平成26年3月 同社取締役営業本部長 平成29年6月 同社常務取締役営業本部長(現任)	-株
6	小手川大助 (昭和26年5月3日)	平成18年6月 財務省理財局次長 平成19年7月 IMF日本政府代表理事 平成23年2月 キヤノングローバル戦略研究所研究主幹(現任) 平成23年5月 (株)パルコ社外取締役 平成24年4月 当社監査役 平成24年5月 (株)セキド社外取締役(現任) 平成25年5月 いちごグループホールディングス(株)社外取締役 平成30年4月 当社取締役(現任) 平成30年10月 あいグローバル・アセット・マネジメント(株)取締役(現任) 平成31年1月 ツネイシホールディングス(株)社外取締役(現任)	-株

- (注) 1. 取締役候補者小野浩司氏は(株)ベスト電器の代表取締役を、取締役候補者緒方政信氏は同社常務取締役をそれぞれ兼務しておりますが、当社は同社との間で、資本・業務提携契約を締結しており、同社から商品仕入を行っております。
2. 取締役候補者齊藤勝久氏及び斉向東氏は(株)エックスワンの取締役を兼務しておりますが、当社は同社との間で、商品販売等の取引があります。
3. 取締役候補者小手川大助氏は(株)セキドの取締役を兼務しておりますが、当社は同社との間で業務提携契約を締結しており、同社から商品仕入を行っております。
4. 小野浩司氏、緒方政信氏、及び小手川大助氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は小手川大助氏が原案どおり選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 小野浩司氏を社外取締役候補者とした理由は、当業界の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
小野浩司氏には、当業界の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、当社の経営を監視・監督することを期待しております。

また、同氏が社外取締役役に就任してからの年数は本定時株主総会終結の時をもって10年となります。

6. 緒方政信氏を社外取締役候補者とした理由は、当業界における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。緒方政信氏には、当業界における豊富な経験と幅広い見識を活かして、当社の経営を監視・監督することを期待しております。また、同氏が社外取締役役に就任してからの年数は本定時株主総会終結の時をもって12年となります。
7. 小手川大助氏を社外取締役候補者とした理由は、財務官僚としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。小手川大助氏には、財務官僚としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、当社の経営を監視・監督することを期待しております。また、同氏が社外取締役役に就任してからの年数は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
8. 小野浩司氏、緒方政信氏及び小手川大助氏が原案どおり選任された場合、当社と各氏との間で締結しております会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、金10万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。
9. 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、令和3年5月更新の予定です。本議案でお諮りする取締役候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

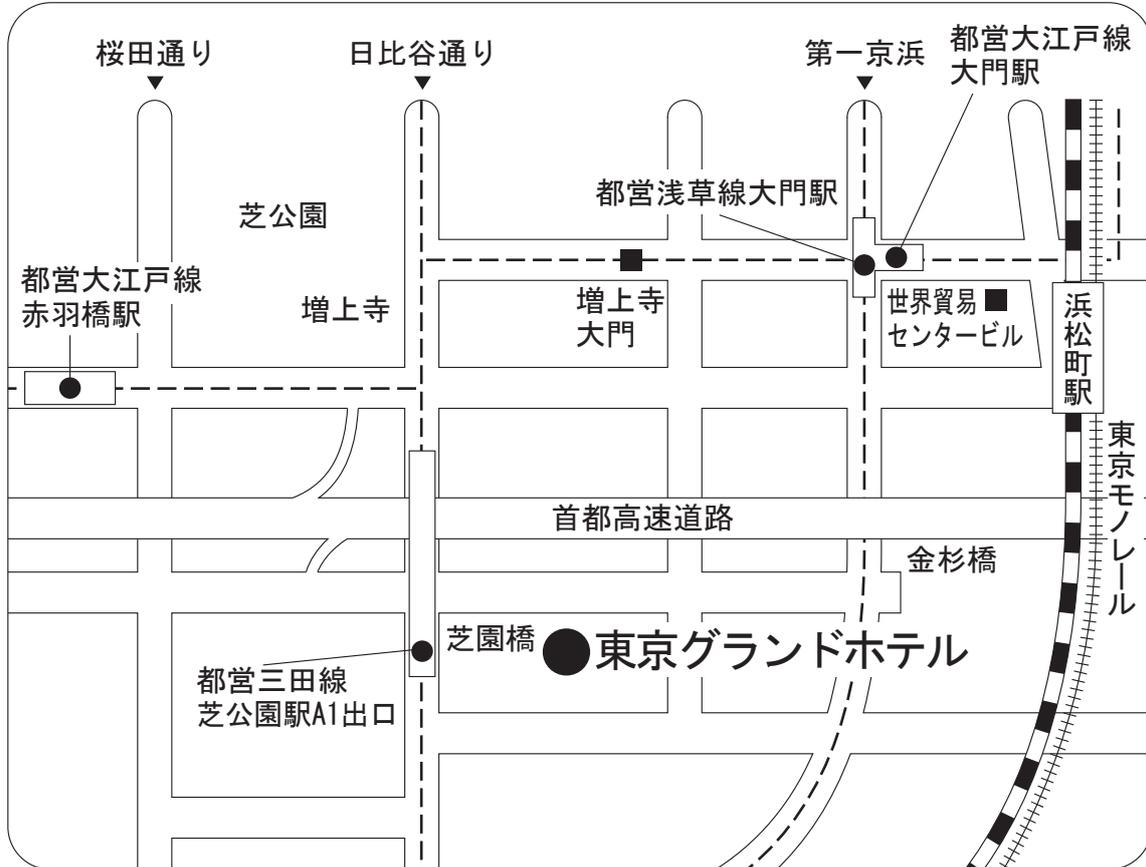
③役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としません。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都港区芝二丁目5番2号
東京グランドホテル 3階 「桜の間」



都営三田線「芝公園駅」A1出口 下車徒歩約3分
(お車でのご来場はご遠慮ください)

※株主総会におけるお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。